

鶴ヶ島市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月27日

鶴ヶ島市監査委員 内野睦巳

鶴ヶ島市監査委員 漆畑和司

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 教育部 教育センター
- (2) 会計課

4 監査の着眼点

令和2年度（4月から10月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和2年12月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 教育部 教育センター

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 教育相談経費

教育相談員、カウンセラー及び小・中学校巡回相談員を配置する経費。不登校児童・生徒への対応や各小・中学校での相談活動、並びに保護者等への適切な相談活動の充実と、学校との連携体制により効果をあげている。

令和2年9月末現在の相談件数は、教育相談194件、カウンセラー相談210件、小学校巡回相談480件、中学校巡回相談112件である。

今後も、教職員やさわやか相談員等と連携し、不登校児童・生徒の解消に向け、充実した相談活動を実施していく。

(イ) 特別支援教育推進経費

個別指導・支援を必要とする児童・生徒及び学級への支援を行うために、学級運営補助員を派遣し、通常学級や特別支援学級の学級運営の充実を図る経費。

小学校8校28人、中学校5校6人、合計34人の学級運営補助員を配置している。また、介助員2人（南小学校・南中学校）、看護師2人（鶴ヶ島第一小学校）を配置している。

児童、生徒の安全の確保及び個別指導の際の担任の補助等を通し、一人一人の児童・生徒へのきめ細かな指導体制を整え、個に応じた教育を実践している。

今後も、個別の配慮を必要とする児童・生徒の支援のため、引き続き学級運営補助員等を配置し、学校運営の円滑化を図る。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 会計課

ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 会計事務経費

会計年度任用職員の報酬、指定金融機関の派出事務に係る公金取扱事務手数料、口座振替データ収納事務に係る業務委託料等、会計事務を遂行するための必要経費。

会計事務に関する法令等を遵守し、会計伝票の審査及び集計事務を遂行する。

今後も適正な公金の支払いを行う。

(イ) 県収入証紙取扱事務経費

市民等が埼玉県に許認可の申請をするときや県立高等学校等、各種試験を受ける際の手数料として現金の代わりに納める「埼玉県収入証紙」の販売に要する経費。

身近な窓口である市役所で販売することにより、市民の利便性向上が図られている。

また、平成21年度から市内中学校に出向いて、県立高等学校受検用として販売を行っている。

今後も引き続き、適正に実施する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。